

「厚生労働科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて」の一部改正について

改正の内容

・財産処分制限の対象となる価格の改正（様式 1）

各省庁で異なっていた財産処分制限の対象となる価格を 50 万円以上に統一する。

・事業実績報告書提出期限の改正（通知 5.（3））

事業実績報告書の提出期限について「当該補助事業完了後 30 日以内に」を「翌々年度の 5 月 31 日又は当該補助事業完了後 61 日のいずれか早い日まで」に改める。

・適用日

この変更は、平成 27 年 8 月 1 日以後に取扱規程第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき研究計画書を提出する研究課題及び同日以後に交付する同規程第 2 条第 3 項に規定する推進事業に対する補助金から適用する。ただし、同日前に同規程第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき研究計画書を提出する研究課題及び同日前に交付する同規程第 2 条第 3 項に規定する推進事業に対する補助金については、なお従前の例による。